

# 和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画

令和2年4月

和歌山県

## はじめに



ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により回復が期待できる一方、自分が病気であることを認めていない場合が多く、家族においても疾患への理解が十分でないことから相談や治療につながりにくい病気です。また、ギャンブル等にのめり込む自分自身をコントロールできなくなり、本人・家族の日常生活や職場などの社会生活に深刻な影響を招く場合があることから、全国的に大きな問題となっています。

こうしたことから、国において平成30年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法」が施行され、平成31年4月には対策を計画的に実施するため「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が策定されました。

この度、本県においても、国の策定した基本計画を踏まえ、専門医療機関や自助グループなどの社会資源が少ないという本県の実情に即した「和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定しました。

今後、本計画に基づき、ギャンブル等依存症について、予防を図るための正しい知識の普及、相談支援の機能強化、治療体制の充実など、予防、相談、治療及び回復の各段階に応じた対策を講じてまいります。

また、ギャンブル等依存症は多重債務、虐待、自殺などの深刻な問題と密接に関係していることに加え、アルコール・薬物など、他の依存症とも関連する可能性があります。これらの関係機関と有機的に連携し、総合的なギャンブル等依存症対策を実施することにより、県民の方々の健全な生活の確保を図り、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現を目指してまいります。

令和2年4月

和歌山県知事 仁坂 吉伸

## 第1章 基本的事項

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	2
4	定義等	2
	(1) 法律上の定義	2
	(2) 医学上の定義	2
	(3) ギャンブル等依存症対策の対象者	2
	(4) 関係事業者の対象	2

## 第2章 現状と課題

1	依存症の状況	3
	(1) 全国における依存症の状況	3
	(2) 本県における依存症の状況	3
2	依存症関連問題の状況	6
3	関係事業者の状況	7
	(1) 全国における関係事業者の状況	7
	(2) 本県における関係事業者の状況	11
4	本県の依存症対策の現状	12
5	本県の依存症対策の課題	14

## 第3章 基本的な考え方

1	基本理念	15
2	基本的な方向性	16
	(1) ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及	16
	(2) 必要な支援につなげる相談支援体制づくり	16
	(3) 医療の質の向上と体制の強化	16
	(4) 回復支援の充実	16
	(5) 依存症関係機関による連携協力体制の構築	16

## 第4章 基本的施策

1	予防教育・普及啓発	17
	(1) 予防教育	17
	(2) 普及啓発	17
2	相談・治療・回復支援	20
	(1) 相談支援	20
	(2) 治療支援	23

(3) 回復支援	24
3 包括的な連携協力体制の構築	25
4 ギャンブル等の取締の強化	25
(1) 違法賭博店等の取締	25
(2) 各ぱちんこ営業所における防止対策	26
5 関係事業者による取組	26
(1) 競輪場による取組	26
(2) ぱちんこ業者による取組	27
(3) 場外馬券場による取組	31

## 第5章 推進体制等

1 計画の進行管理について	33
2 計画の見直しについて	33
3 関連施策との連携について	33

## 第1章 基本的事項

### 1 計画の趣旨

ギャンブル等依存症は、自身に病識がない方が多く、ギャンブル等にのめり込む自身をコントロールできなくなり、多重債務を招くだけでなく、自殺や犯罪等にもつながるなど日常生活や社会生活に深刻な問題を生じさせることに加え、家族等に対しても深刻な影響を招く場合があることから重大な社会問題となっています。

このような状況の中、国は、ギャンブル等依存症対策の基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、国民の健全な生活の確保を図り、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、平成30年10月に、「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成30年法律第74号）（以下、「基本法」という。）を施行し、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成31年4月には、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定しました。

基本法第13条では、国が策定した基本計画を基に、都道府県の実情に即した「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定するよう努めなければならないと規定されています。

和歌山県では、法の基本理念に基づき、総合的かつ計画的なギャンブル等依存症対策を推進していくため、本県の実情に即した和歌山県版のギャンブル等依存症対策推進計画（以下、「推進計画」という。）を策定しました。

この推進計画に基づき、総合的なギャンブル等依存症対策を実施し、県民の方々の健全な生活の確保を図るとともに、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、様々な取組を行っていきます。

### 2 計画の位置づけ

推進計画は、基本法第13条に基づき、本県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進を図るために策定するものであり、本県が取り組む基本的な計画として位置付けます。

計画策定にあたっては、「和歌山県保健医療計画」、「和歌山県自殺対策計画」等関連計画と整合性を図っています。

### 3 計画期間

計画期間は、令和2年度から令和4年度までの3年間とします。

### 4 定義等

#### (1) 法律上の定義

基本法第2条では、ギャンブル等依存症を「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義しています。

なお、推進計画においても、同様に定義しています。

#### (2) 医学上の定義

精神科診断基準には、ICD及びDSMがあり、これらの基準に基づき、ギャンブル等依存症の診断が行われています。ギャンブル等依存症は、ICD-10（※1）の分類では「病的賭博」に、DSM-5（※2）の分類では「ギャンブル障害」に位置づけられている精神疾患であり、我が国では、ICDの基準による診断が主流となっています。

#### (3) ギャンブル等依存症者等

推進計画における「ギャンブル等依存症者等」とは、法律上のギャンブル等へののめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態にある者及び医学上で既に精神疾患と診断されている者であり、ギャンブル等依存症の疑いのある方も含んでいます。

#### (4) 関係事業者

推進計画における「関係事業者」とは、県内でパチンコ店を営業している事業者及び場外勝馬投票券発売所（以下「場外馬券場」という。）を有する事業者、並びに競輪施行者である県を指します。

（※1）世界保健機構（WHO）が身体・精神疾患に関する世界共通の分類を目指して作成した「国際疾病分類」の第10版です。

（※2）アメリカ精神医学会が作成した精神疾患の診断基準である「精神疾患の分類と診断の手引き」の第5版です。

## 第2章 現状と課題

### 1 依存症の状況

ギャンブル等依存症対策を講じていく上で、正確な実態を把握することが不可欠であることから、基本計画において、国は令和元年度から令和3年度までの予定で実態調査を実施することとしています。

なお、現時点でのギャンブル等依存症の状況は、以下のとおりとなっています。

#### (1) 全国における依存症の状況

平成28年度から平成30年度までの3か年の調査研究の中で、平成29年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構は、国内のギャンブル等依存症についての疫学調査を行いました。

調査結果では、調査対象者が過去1年以内に「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合を成人の0.8%（約70万人）と推計し、また生涯を通じて「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合を3.6%（約320万人）と推計しています。

#### (2) 本県における依存症の状況

上記の疫学調査を基に本県成人人口（約78万人）から換算すると、過去1年以内に「ギャンブル等依存症が疑われる者」の推計は約6,200人となります。また、生涯を通じて「ギャンブル等依存症が疑われる者」の推計は約28,000人となります。

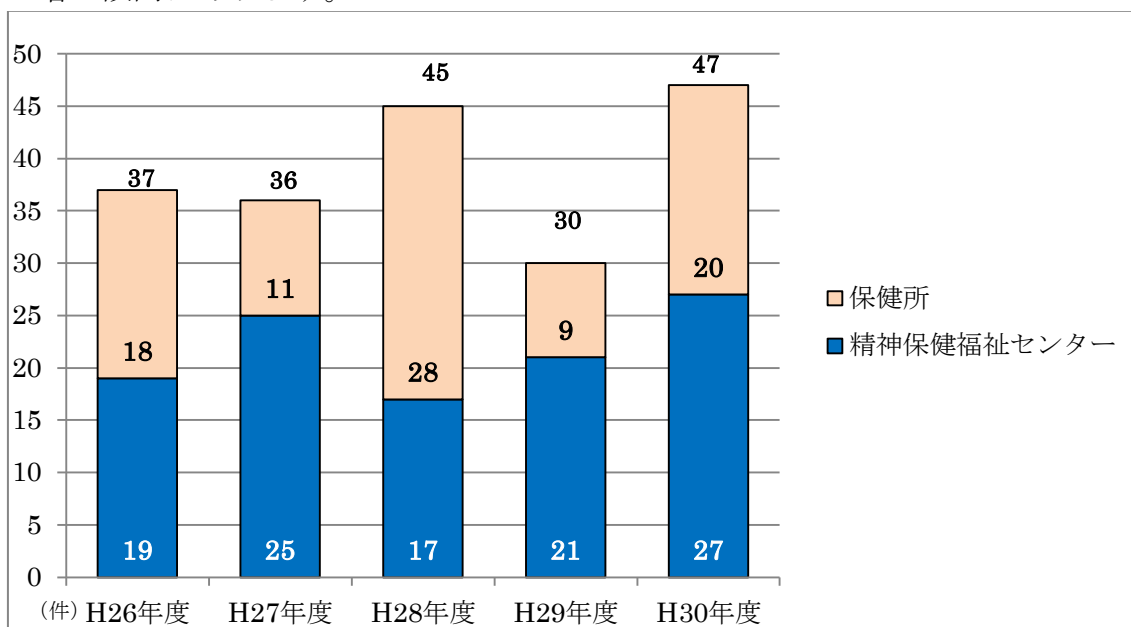
#### (参考)

- ・競輪場への入場者数(平成30年度、和歌山競輪場調べ、11ページ参照)  
延べ入場者数 382,147人 1日平均入場者数 1,162人
- ・ぱちんこ遊技人口(平成30年、障害福祉課調べ、11ページ参照)  
74,100人
- ・ぱちんこ遊技人口割合(平成28年社会生活基本調査、総務省)  
9.2%(全国平均8.5% 24位(昇順))

しかしながら、これら数値に比べ、実際に相談窓口を訪れる人や医療につながる人は少ないことが推測されます。

### 【ギャンブル等依存症延べ相談件数】

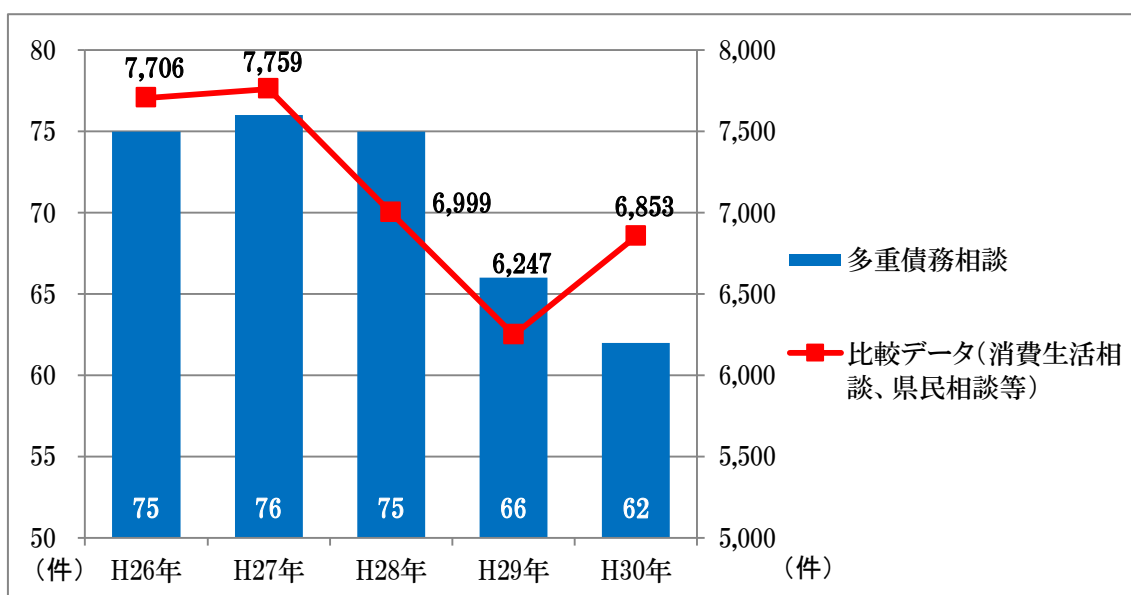
- 精神保健福祉センターや保健所に寄せられたギャンブル等依存症に関する相談件数は、平成26年度から平成30年度までの間、増減はありますが、微増の傾向にあります。



〔障害福祉課調べ〕

### 【多重債務延べ相談件数】

- 消費生活センターや県民生活課が行っている消費生活相談、県民相談及び多重債務相談会での相談件数は、平成26年度から平成30年度までの間、減少傾向にあり、そのうち、多重債務相談件数は、全体の1%程度の件数で推移しています。相談の中には、ギャンブル等に関連した内容もあります。

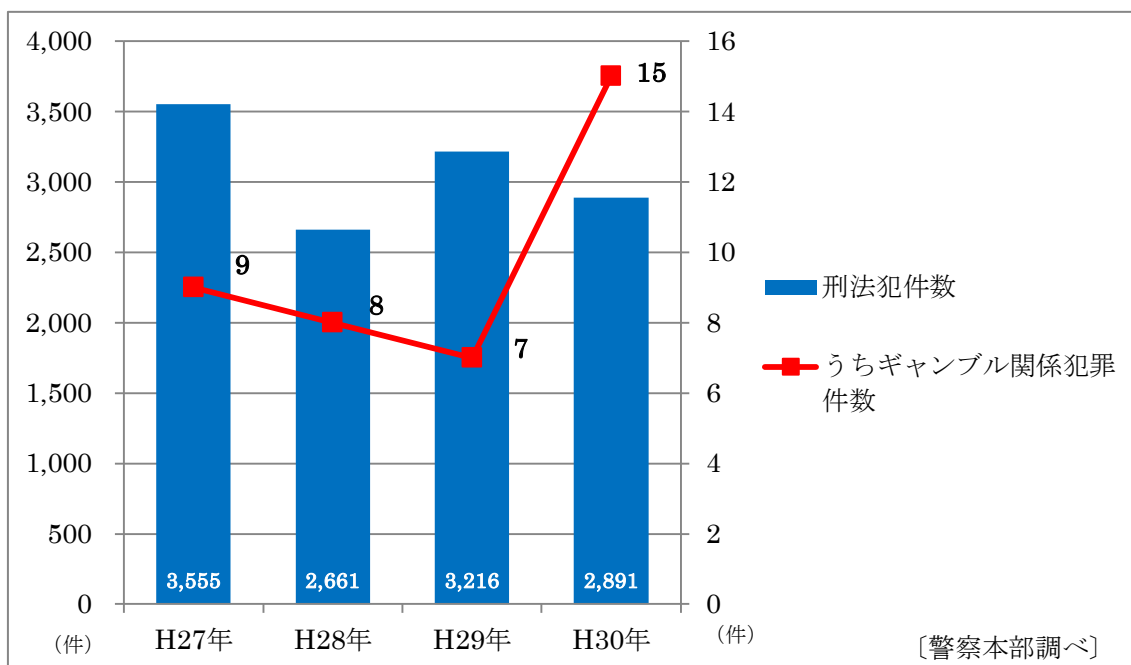


〔県民生活課調べ〕



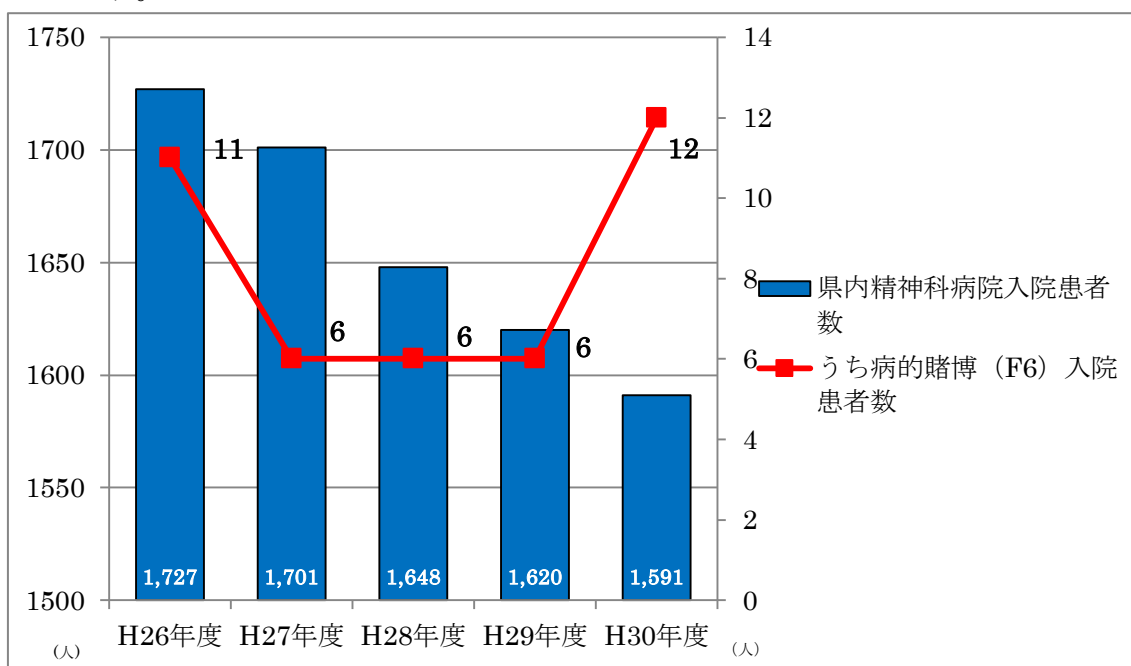
### 【犯行の動機・原因がギャンブル等への欲求である犯罪件数（刑法犯）】

- 県内での犯罪件数は、平成27年から平成30年までの間、増減がみられるものの、全体として減少傾向にあります。平成30年において、ギャンブル等が関係している犯罪件数は倍増しています。



### 【病的賭博（F6）による入院患者数】

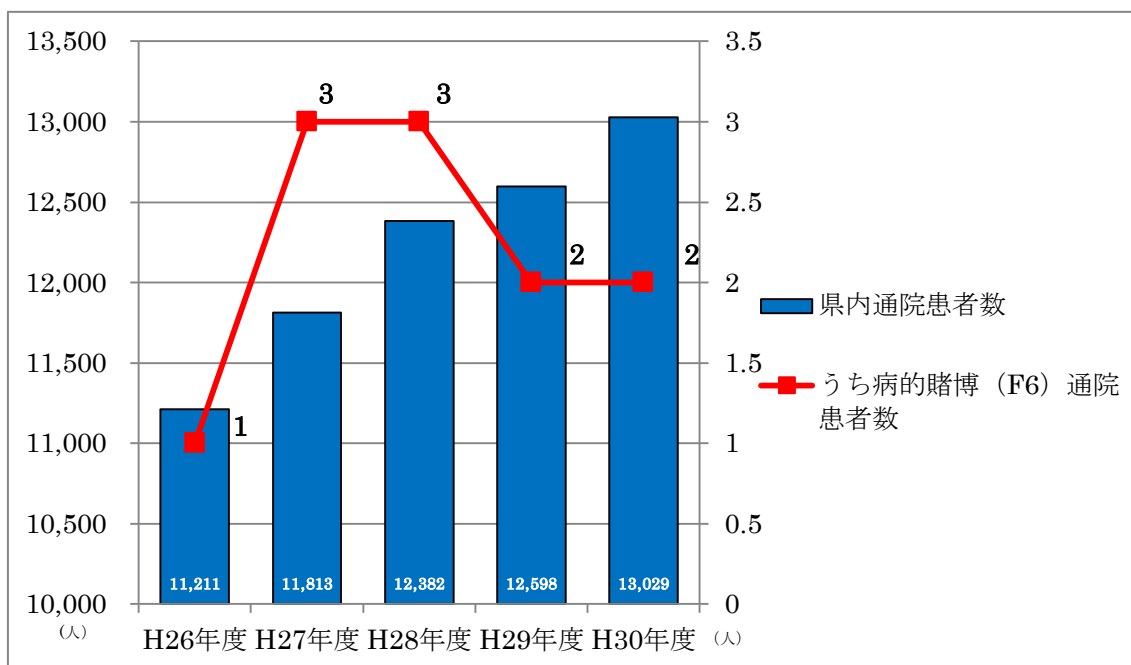
- 各年6月30日時点の精神科病院への入院患者数では、平成26年度から平成30年度までの間、入院患者数は減少しているが、主疾病が病的賭博（F6）である入院患者数は、平成30年度値は、平成29年度値と比べて倍増しています。



[出典：精神保健福祉資料（630 調査）]

### 【病的賭博（F6）による通院患者数】

- 自立支援医療（※3）による精神通院医療の受給者数では、平成26年度から平成30年度までの間、通院患者数は年々増加しているが、主疾病が病的賭博（F6）である通院患者数は、少数ですが横ばいの傾向となっています。



[出典：自立支援医療（精神通院）受給者状況]

（※3）精神疾患の治療にかかる医療費を軽減する公費負担制度です。この制度を利用しない通院患者は、上記の通院患者数に反映されていません。

## 2 依存症関連問題の状況

ギャンブル等依存症は、ギャンブル等依存症者等やその家族の日常生活及び社会生活に支障を生じさせる場合があり、ギャンブル等をしたいという欲求から以下のようなさまざまな問題を引き起こす場合があります。これらの問題の背景にギャンブル等依存症の疑いがないかを確認するとともに、早期に相談や支援につなげることが重要です。

### ① 多重債務

賭金を確保するために、複数の金融機関等から借金を行い、返済が困難になる場合があります。

### ② 貧困

賭金を確保するために、生活費を使い込み、生活困窮になる場合があります。

### ③ 犯罪

賭金を確保するために、横領や窃盗等の犯罪を犯す場合があります。

#### ④ 虐待

ギャンブル等での負けが続いたり、ギャンブル等をしたい欲求により、些細なことで怒るようになり、子どもや配偶者等に暴力を振るう場合があります。

#### ⑤ 自殺

ギャンブル等にのめり込むことにより生じた問題（金銭問題や健康状態等）が解決できなくなり、精神的に追い込まれ、自殺に至る場合があります。

#### ⑥ 違法賭博

ギャンブル等にのめり込むことにより、違法賭博等の犯罪行為を行う場合があります。

### 3 関係事業者の状況

本県には、競輪、ぱちんこ店及び場外馬券場以外に事業所はありませんが、競輪、競馬、モーターボート競走及びオートレースについては、インターネットや電話での投票の普及により、場所を選ばず投票券を購入できる環境が整っています。

また、時間についても朝早くから夜遅くまで、全国のどこかで何かしらのギャンブル等が開催されています。

#### （１）全国における関係事業者の状況

##### 【競輪の状況（全国）】

- 全国43競輪場の本場入場者数については、競輪場の閉鎖もあり、年々減少しています。一方、売上金については、平成25年度を境に少し増加傾向にあり、これは、インターネット投票の普及が、増加要因と考えられます。



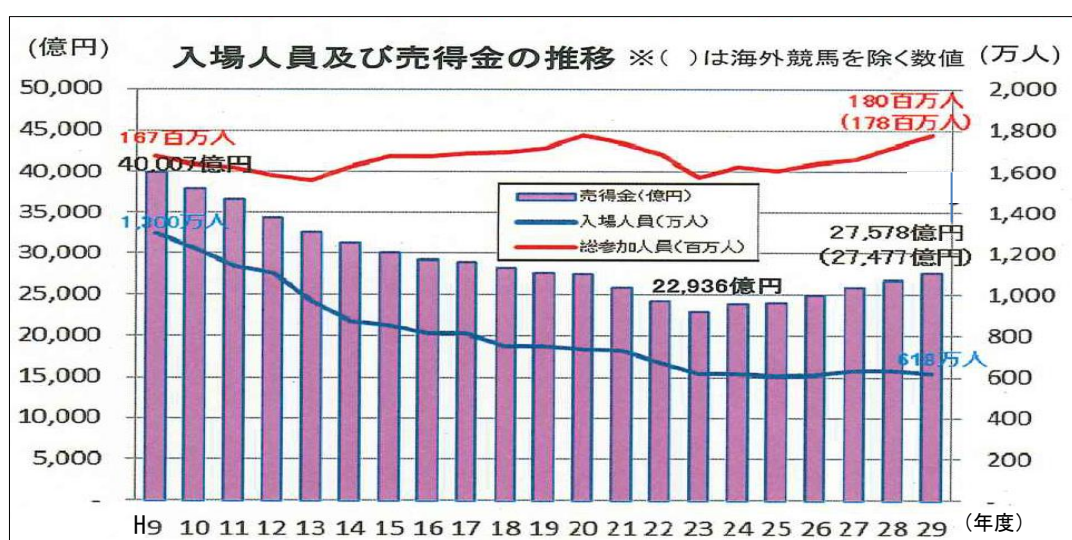
〔出典：経済産業省「競輪・オートレースを巡る最近の状況について」〕

## 【競馬の状況（全国）】

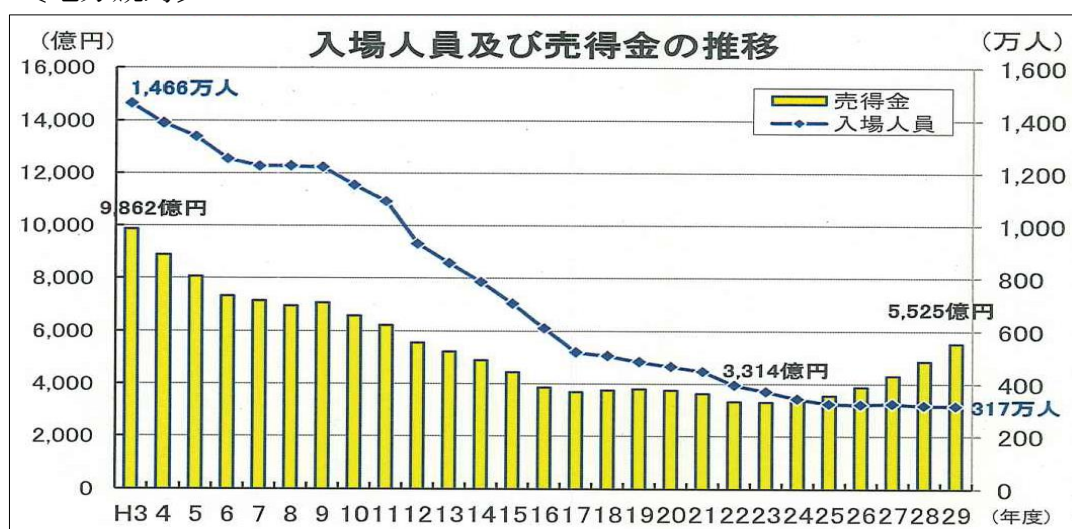
- 中央競馬が全国10場、地方競馬が全国17場でそれぞれ開催されています。

入場者数については、競馬場の閉鎖もあり、減少傾向にありますが、売得金については、インターネット投票の普及により、増加傾向にあります。また、インターネット投票による売得金は、売得金全体の中で、高いシェアを占めています。

### 〔中央競馬〕



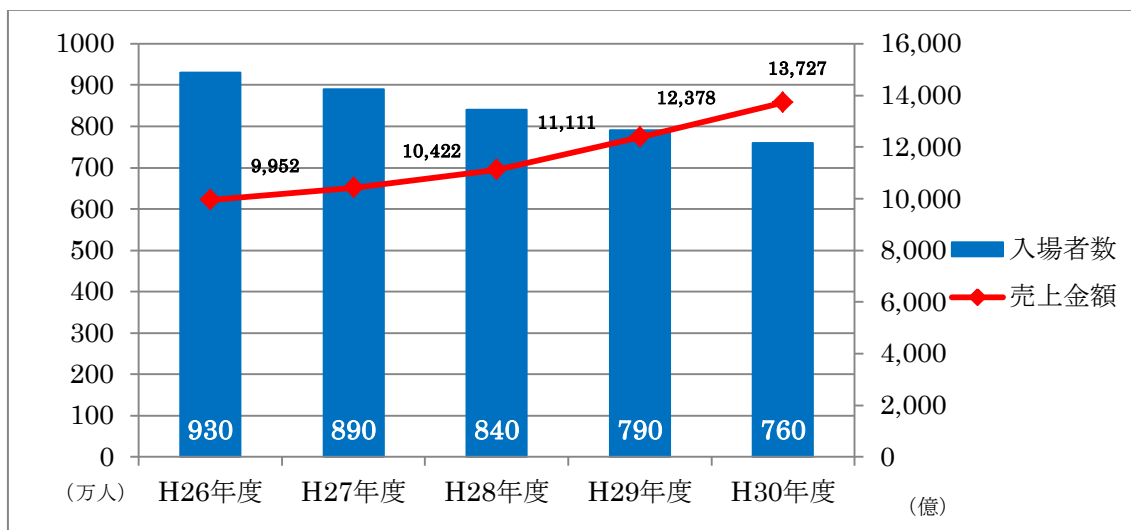
### 〔地方競馬〕



〔出典：農林水産省「競馬の概況」〕

### 【モーターボート競走の状況（全国）】

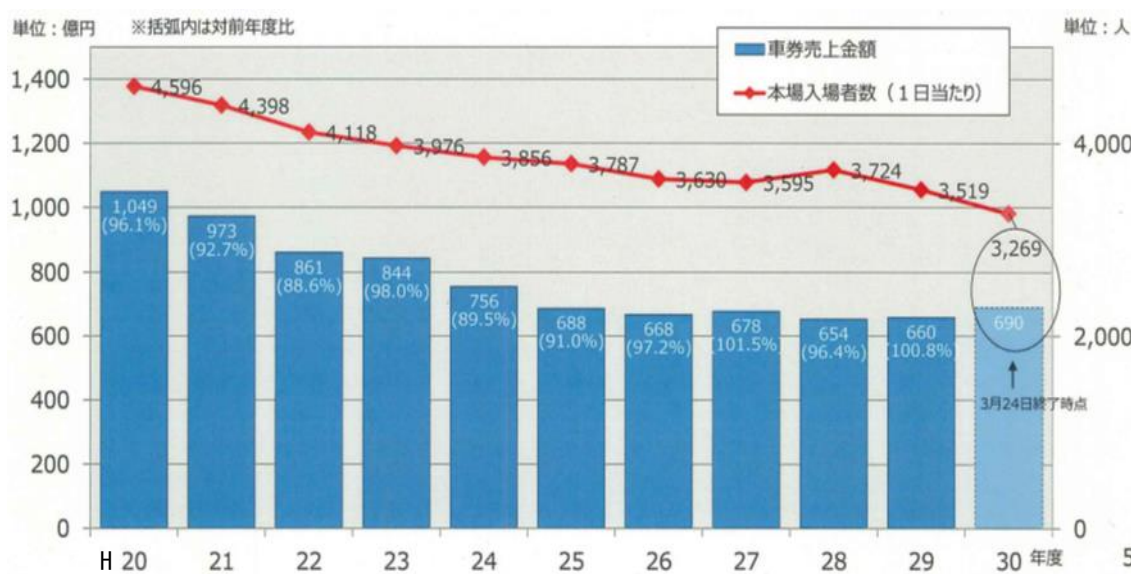
- 全国に24競走場があります。入場者数については、減少傾向にあります。また、インターネット投票による売上金は、売上金全体の中で、高いシェアを占めています。



〔一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会から提供〕

### 【オートレースの状況（全国）】

- 全国に5競走場があります。入場者数については、減少傾向にあります。また、インターネット投票の普及により、平成25年度以降横ばいとなっています。

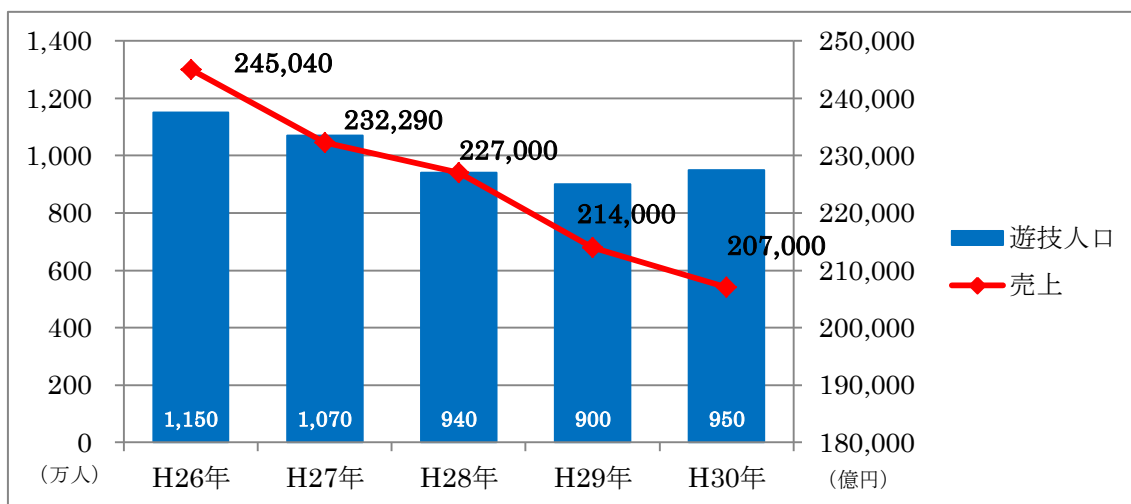


〔出典：経済産業省「競輪・オートレースを巡る最近の状況について」〕



## 【ぱちんこ店の状況（全国）】

- 遊技人口、売上とも、年々減少傾向にあります。遊技人口については、平成29年まで減少していましたが、調査方法の変更により、平成30年には50万人増加しています。



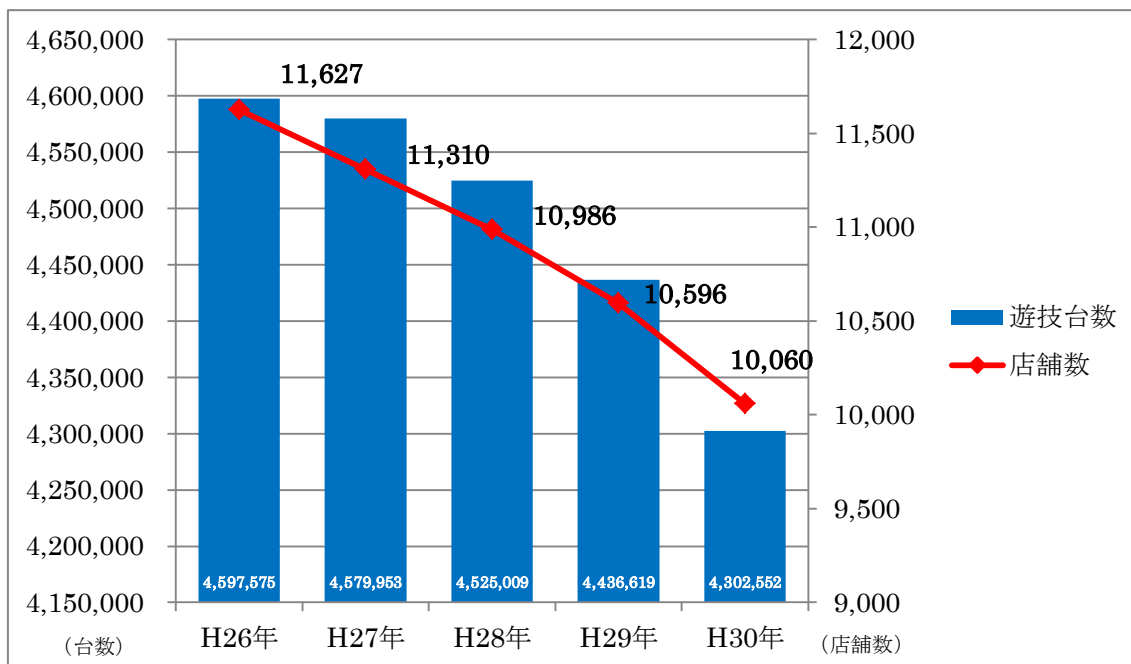
〔出典：公益財団法人日本生産性本部「レジャー白書」〕

遊技人口算出方法（アンケート調査によりぱちんこ参加率から算出）

〔出典：一般社団法人パチンコ・トラスティ・ボード「パチンコ・パチスロ産業関連データ」〕

売上算出方法（「全国類推値」＝「台あたりの数値」×「遊技台数」）

- 年々、店舗数は減少しており、それに伴い、遊技台数も減少しています。

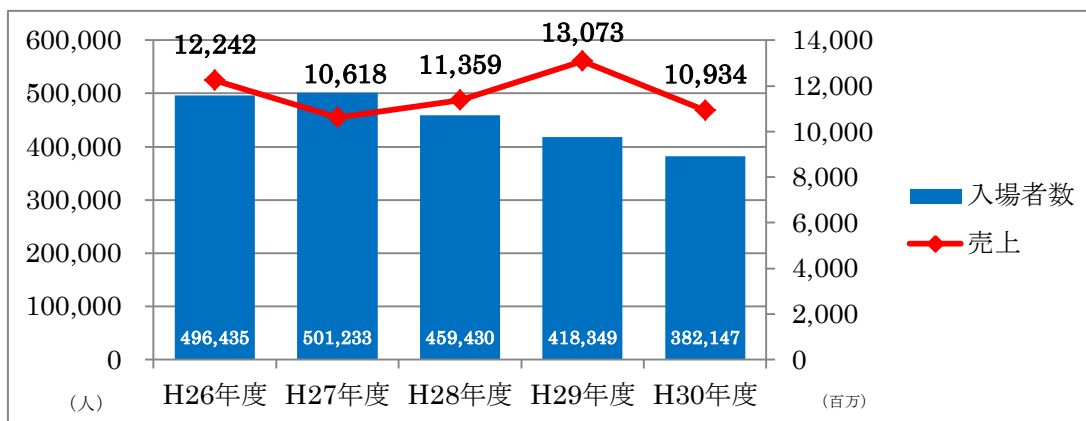


〔出典：全日本遊技事業協同組合連合会ホームページ「遊技場店舗数、遊技台数一覧表」〕

## (2) 本県における関係事業者の状況

### 【和歌山競輪場の入場者数及び売上】

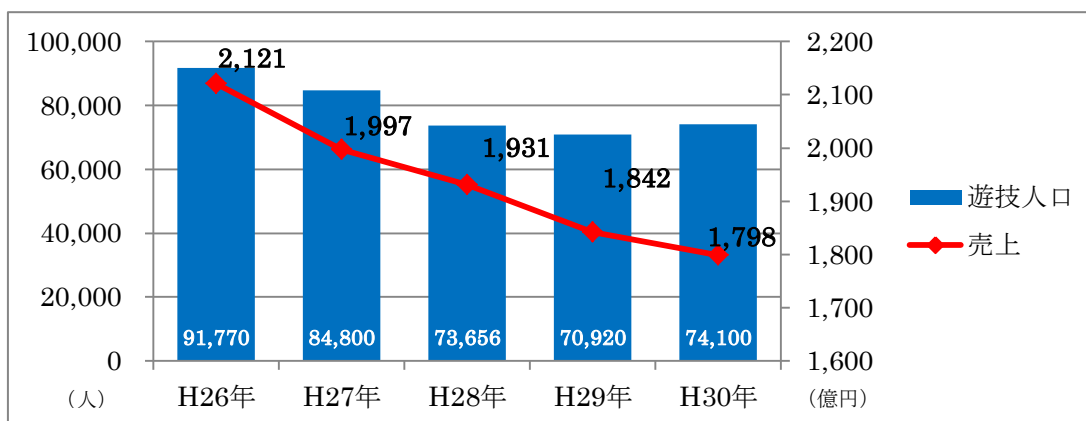
- 入場者数については、減少傾向にあり、売上については、天候や開催日程、実施されるレースなどの要因もあり、増減を繰り返しています。



[和歌山競輪場調べ]

### 【県内ぱちんこ店の遊技人口及び売上】

- パチンコチェーンストア協会がぱちんこ企業23社からのアンケートにより算出した「台あたりの数値」に本県遊技台数を掛けて算出した結果、売上は、年々減少しています。また、全国数値算出時のぱちんこ参加率に本県成人人口を掛けて算出した数値によれば、遊技人口は、平成29年まで減少していましたが、平成30年には、約3,200人増加しています。これは、調査方法の変更により、全国数値を見直したことが理由となっています。

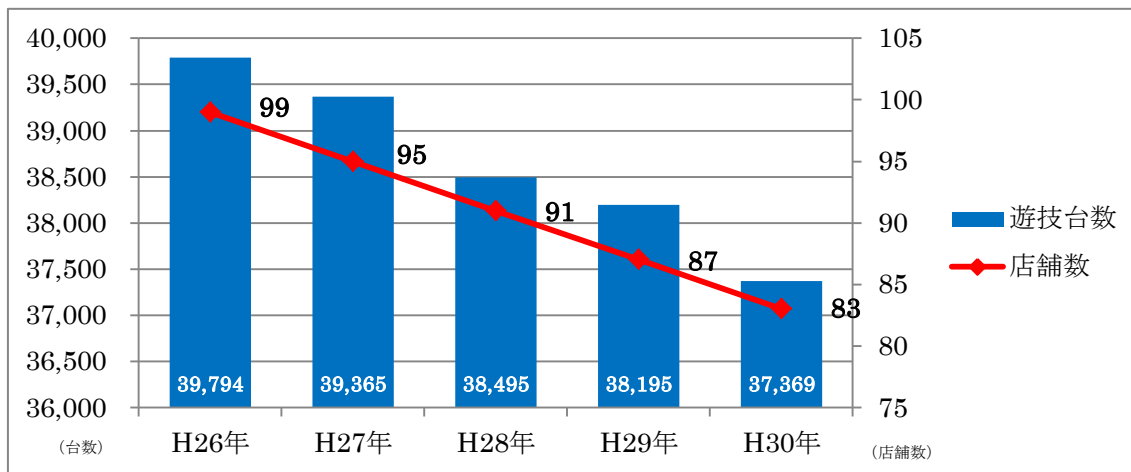


[出典：遊技人口 公益財団法人日本生産性本部「レジャー白書」からの障害福祉課調べ]

[出典：売上 一般社団法人パチンコ・トラスティ・ボード「パチンコ・パチスロ産業関連データ」、全日本遊技事業協同組合連合会ホームページ「遊技場店舗数、遊技台数一覧表」及びパチンコチェーンストア協会「台あたりの数値」(全国数値÷全国遊技台数により算出)からの障害福祉課調べ]

### 【県内ぱちんこ店舗数及び遊技台数】

- 店舗数及び遊技台数については、共に年々減少しており、店舗数は5年で16店舗、遊技台数は2,425台減少しています。



〔出典：全日本遊技事業協同組合連合会ホームページ「遊技場店舗数、遊技台数一覧表」〕

### 【場外馬券場の状況】

- 全国の中央競馬場や地方競馬場で開催されるレース（※4）の勝馬投票券を購入し、払戻を受けることができる施設であり、本県では、和歌山市に1カ所あります。

（※4）中央競馬場：全レース購入が可能

地方競馬場：一部のレースのみ購入が可能

## 4 本県の依存症対策の現状

### （1）普及啓発

本県では、ギャンブル等依存症者等やその家族を相談につなげることを目的に市町村や関係事業者などの関係機関への依存症チェックリストを掲載した啓発用リーフレットの配布やインターネット検索連動広告を活用した相談窓口（精神保健福祉センター、保健所）の案内、依存症の理解を深めることを目的とした依存症啓発イベントを行っています。

### （2）相談支援体制

本県では、精神保健福祉センターや保健所において、精神保健福祉士や保健師、臨床心理士等がギャンブル等依存症に関する相談を受けています。

平成31年4月には、精神保健福祉センター内に相談拠点（依存症に特化した相談窓口）を設置し、相談窓口対応者や支援者向けにギャンブル等依存症に関する研修を実施するなど相談体制の強化を図るとともに、ギヤ



ンブル等依存症者等やその家族に対し、認知行動療法の手法を用いた心理教育プログラムを実施しています。

### **(3) 治療体制**

本県では、これまでギャンブル等依存症を専門に取り組む医療機関がなかったことから、令和2年2月に県立こころの医療センターを専門医療機関及び治療拠点機関に選定しました。

また、依存症対策全国センター主催の「依存症治療指導者養成研修」の受講を複数の医療機関に促すなど、依存症を専門に対応できる医療従事者の養成を進めています。

### **(4) 回復支援体制**

本県では、自助グループが3団体（当事者会2、家族会1）と少ないのが現状です。そのため、県と当事者会が共催で個別相談会を開催するなど、自助グループへの参加を促進する取組を進めています。

### **(5) 連携協力体制**

本県では、依存症において、各関係機関が連携を取れる体制が十分でないことから、ギャンブル等依存症者等やその家族を十分に適切な支援につなげられているとは言えないのが現状です。

## 5 本県の依存症対策の課題

### (1) 普及啓発

- 若年層を中心とした予防教育の充実が必要です。
- 依存症に対する理解を深めるための正しい知識の普及や相談窓口の周知が必要です。

### (2) 相談支援体制

- 相談件数が推計値から見ても極端に少ないため、潜在しているギャンブル等依存症者等を相談につなげることが必要です。
- ギャンブル等依存症者等やその家族に対応できる相談窓口対応者や支援者の対応能力を向上することが必要です。

### (3) 治療体制

- 継続的な治療を行うためには、身近に通える専門医療機関を整備することが必要です。
- ギャンブル等依存症に専門的に対応できる医療従事者の養成が必要です。

### (4) 回復支援体制

- 治療を継続していくためには自助グループに参加することが大切であることから、身近に参加することができる自助グループが必要です。

### (5) 連携協力体制

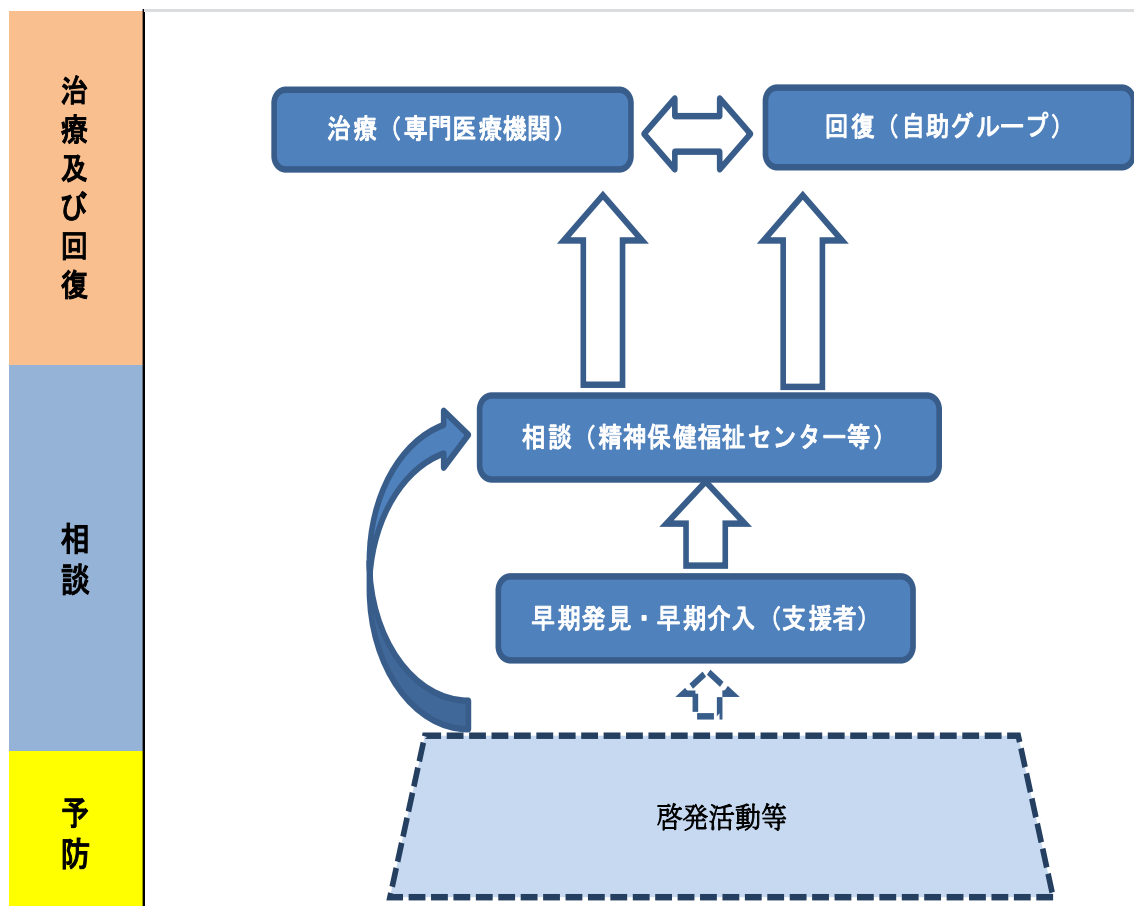
- アルコール依存症、薬物依存症及びギャンブル等依存症にかかる関係機関での連携が必要です。
- 多重債務、貧困、犯罪、虐待、自殺等の問題に密接に関連することから関係機関の支援ネットワークが必要です。

### 第3章 基本的な考え方

#### 1 基本理念

ギャンブル等依存症の「予防」、「相談」、「治療及び回復」の各段階に応じた対策を適切に講ずることにより、ギャンブル等依存症者等やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援します。また、ギャンブル等依存症はアルコールや薬物の依存との関連、多重債務、貧困、犯罪、虐待、自殺等の問題に密接に関連することから、これらの問題に関する施策とも有機的な連携を図る体制を整備します。

【イメージ図】



## 2 基本的な方向性

### (1) ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及

ギャンブル等依存症が病気であることや誰もがなり得ること、適切な医療や支援により回復が可能であることといった正しい知識を県民に広く普及啓発することにより、ギャンブル等依存症への予防につながる取組を推進します。

### (2) 必要な支援につなげる相談支援体制づくり

相談拠点である精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症に関する研修を実施し、ギャンブル等依存症者等やその家族に接する機会のある相談窓口対応者や支援者の対応能力向上を図るとともに、適切な指導や相談により社会復帰につながる体制づくりを行います。

### (3) 医療の質の向上と医療体制の強化

ギャンブル等依存症に専門的に対応できる医療従事者を養成するとともに、複数の専門医療機関を選定し、ギャンブル等依存症者等が身近で医療を受けることができるよう医療体制を強化します。

### (4) 回復支援の充実

ギャンブル等依存症者等が身近な地域で自助グループに参加することができるよう自助グループの立ち上げを支援し、回復支援を充実させます。

### (5) 依存症関係機関による連携協力体制の構築

アルコール・薬物依存をはじめとし、多重債務、貧困、犯罪、虐待、自殺等の問題に取り組む関係機関と連携をとり、ギャンブル等依存症者等やその家族の相談・治療・回復を途切れなく支援できる体制を構築します。

## 第4章 基本的施策

### 1 予防教育・普及啓発

#### (1) 予防教育 ～若年層に対する依存症への理解の促進、正しい知識や予防に関する啓発～

学校教育においては、学習指導要領等にギャンブル等依存症についての記述がなく直接的な指導がされていませんでしたが、平成30年3月公示の新高等学校学習指導要領保健体育科の指導内容の一つとして、新たに精神疾患を取り上げ、平成30年7月公表の同学習指導要領解説においては、精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症も含めた依存症について取り上げることとなり、令和4年度入学生より年次進行で実施されます。

これらのことを踏まえ、学習指導要領の周知や参考資料の作成・普及等により、教員の依存症に対する理解を深め、学校における指導を促していく必要があるため、以下のような取組を実施します。

- 依存症の正しい理解を深めるための普及啓発リーフレットを作成するとともに保健体育の授業において、依存症に関する授業を行います。

【健康体育課】

- 依存症の専門家を学校に派遣し、依存症への予防教育を行います。

【県立学校教育課、健康体育課】

#### (2) 普及啓発 ～県民に対する正しい知識の普及と理解の促進、相談窓口の周知～

##### ① 青少年に対する普及啓発

ネットパトロール事業の活用により、専門パトロール員が「各種サイト」や「各種掲示板」等において、青少年のギャンブル等に関する投稿を発見した際は、教育委員会等の関係機関を通じて投稿した青少年が在学する学校に通報し、指導を依頼しています。

今後、ギャンブル等依存症に特化した啓発についても、行う必要があるため、以下の取組を実施します。

- 各市町の青少年センターなどの関係機関に対して、啓発用リーフレットを配布し、相談窓口の広報を行います。

【青少年・男女共同参画課】

- 啓発用資料等を活用し、私立学校等に対して啓発を行います。

【文化学術課】

## ②理解を深めるための普及啓発及び相談窓口の広報

ギャンブル等依存症は本人が病気である認識を持ちにくいこと、誰もがなり得る可能性があること及び適切な医療や支援により回復が可能であること等の正しい知識を県民が理解することが重要であり、現状の課題を踏まえ、ギャンブル等依存症の正しい知識の普及啓発や相談窓口を積極的に周知する必要があるため、以下のような取組を実施します。

- 県のホームページ等を通じ、ギャンブル等依存症の相談拠点である精神保健福祉センターや市町村・保健所の相談窓口を積極的に周知します。

【障害福祉課・精神保健福祉センター】

- 依存症チェックリストを県広報誌「県民の友」に掲載するとともに市町村にも広報誌への掲載を働きかけ、県民全体に広く啓発します。

【障害福祉課】

- 県民向け講演会を開催し、ギャンブル等依存症に対する正しい知識を普及啓発します。

【障害福祉課】

- 依存症チェックリストを掲載したリーフレットを作成し、関係事業者、社会教育施設等に配布し啓発を行います。

【障害福祉課、生涯学習課】

- インターネット検索連動広告を活用し、ギャンブル等依存症者等やその家族に対して、相談窓口を周知します。(平成31年4月から実施中)

【障害福祉課】

- 各PTA連合会や公民館連絡協議会等の社会教育団体に周知し、啓発活動を実施するよう働きかけます。

【生涯学習課】

- 啓発講座等のあらゆる機会を捉えて、消費者庁等が作成した注意喚起・普及啓発用資料の活用を促進します。

【県民生活課、県消費生活センター】

- 県民生活課ホームページ及び県消費生活センターホームページに消費者庁ウェブサイト内のギャンブル等依存症を紹介する特設ページのリンクを設け閲覧を促します。

【県民生活課、県消費生活センター】

- 市町村の相談窓口に対しても、消費者庁等が作成した注意喚起・普及啓発用資料の活用及び国の特設ページの周知等、情報提供の推進を働きかけます。

【県民生活課、県消費生活センター】

#### 【予防・普及啓発における重点事項】

- 令和2年度からリーフレットを活用した授業を開始  
(全国に先駆け2年前倒し)
- 依存症の専門家を計画期間中に全県立高校に派遣

## 2 相談・治療・回復支援

### (1) 相談支援 ～窓口対応者や支援者の対応能力の向上、依存症の方や疑いのある人への相談支援～

#### ① 相談支援の充実

##### (窓口対応者や支援者への研修の実施)

ギャンブル等依存症者等やその家族を支援につなげるためには、窓口対応者や支援者(※5)がギャンブル等依存症についての知識をより一層、習得する必要があるため、以下の取組を実施します。

- 精神保健福祉センター(相談拠点)において、ギャンブル等依存症者等に接する機会がある窓口対応者や支援者に対して、ギャンブル等依存症に関する研修を行います。

【精神保健福祉センター、障害福祉課】

##### (※5) 依存症対策総合支援事業実施要綱(地域生活支援研修対象者)

市町村職員、民生・児童委員、保護司、福祉事務所職員、ハローワーク職員、障害福祉サービス事業所職員、婦人相談所の相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所の相談員、介護職、地域包括支援センター職員、薬剤師、栄養士、発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャー、産業保健総合支援センター職員、健康保険団体職員

##### (消費生活相談員の対応能力向上)

消費生活センターや県民相談などに寄せられる相談の中には、多重債務に陥っていなくてもギャンブル等依存症が疑われる場合は、精神保健福祉センターや保健所への相談につなげています。

しかし、相談者の抱えている問題が、ギャンブル等への依存が主要因なのか、別の理由があるのか、判断が難しい場合があるため、以下の取組を実施します。



- 消費生活相談員がギャンブル等依存症についての知識を習得し、ギャンブル等依存症者等やその家族を適切な相談機関等につなげるため、国民生活センター等で実施する研修への受講を行い、県においても消費生活相談員に伝達を行います。

【県民生活課、県消費生活センター】

#### **(生活保護ケースワーカー及び自立支援相談員の対応能力向上)**

生活保護受給者及び生活困窮者に対しては、生活保護ケースワーカー及び自立支援相談員により、状況に応じて様々な支援を行っていますが、ギャンブル等依存症が疑われる場合においても、適切に支援を行う必要があるため、以下の取組を実施します。

- ギャンブル等依存症や他の依存症を有する者の特徴、疑われる者への対応等が盛り込まれている国主催の研修に生活保護ケースワーカー及び自立支援相談員を積極的に参加させるよう実施機関等に促します。また、県主催の研修にもギャンブル等依存症に関する内容を盛り込み、知識の向上を図ります。

【福祉保健総務課】

- ギャンブル等依存症問題を有する生活保護受給者及び生活困窮者を把握した場合は、精神保健福祉センターや保健所等の関係機関につなぐこと等を周知するなど、実施機関等と精神保健福祉センターや保健所等の関係機関との連携を強化します。

【福祉保健総務課】

#### **(保健所での心理教育プログラムの実施)**

ギャンブル等依存症者等やその家族が、より身近で心理教育プログラムを受けられることができるよう、以下の取組を実施します。

- 精神保健福祉センター（相談拠点）において研修を実施し、令和2年度中に県内全ての保健所において、認知行動療法の手法を用いた心理教育プログラムが実施できる体制を整えます。

【精神保健福祉センター、障害福祉課、保健所】

## ②相談に繋げるための取組

### (インターネットを活用した自己チェック及び自己回復支援)

平成31年4月からインターネット検索連動広告を活用した依存症チェックリストの掲載と相談窓口案内を行っていますが、相談をする前段階において、ギャンブル等依存症者等やその家族が、自身でギャンブル等依存症からの回復に向けた行動をおこすことができるよう、以下の取組を実施します。

- 依存症チェックリストに加え、ギャンブル等依存症からの回復方法などをホームページに掲載し紹介します。

【障害福祉課】

### (企業等に対する相談支援)

身近な人がギャンブル等依存症に気付き、適切な相談機関につなげられる環境づくりを整えるため、以下の取組を実施します。

- 職場の同僚などの近い関係性にある人が依存症に気付けるための研修を企業等に行い、潜在しているギャンブル等依存症者等を保健所で実施する心理教育プログラムにつなげる環境を整えます。

【障害福祉課、精神保健福祉センター】

### (相談機関等への紹介)

弁護士や司法書士は、多重債務に関する相談や債務整理を行っていますが、その背景にあるギャンブル等依存症についての確認や相談機関等を紹介するまで支援ができるよう以下の取組を実施します。

- 弁護士や司法書士に対して、ギャンブル等依存症に関する相談機関や医療機関などが掲載されたリーフレットを配布し、相談対応等の中で、ギャンブル等依存症が疑われた場合にリーフレットを活用し、相談機関や医療機関などを紹介できる体制を整えます。

【障害福祉課】

## (2) 治療支援 ～専門的に対応できる医療従事者の養成、専門治療が可能な医療機関の充実～

県内において、ギャンブル等依存症に関する専門的な医療を提供するため、令和2年2月に県立こころの医療センターを専門医療機関（※6）及び治療拠点機関（※7）に選定しました。

今後、できる限り身近で医療を受けることができるよう、専門医療機関を増やす必要があるため、依存症対策全国センター主催の研修受講や治療拠点機関である県立こころの医療センターにおいて、依存症に関する研修を行い、ギャンブル等依存症に専門的に対応できる医療従事者を養成する必要があるため、以下の取組を実施します。

- 複数の医療機関に対して、依存症対策全国センター主催の「ギャンブル等依存症治療指導者養成研修」への受講を強く促し、ギャンブル等依存症に専門的に対応できる医療従事者を養成します。

【障害福祉課】

- 治療拠点機関である県立こころの医療センターにおいて、依存症に関する取組の発信や医療機関を対象に依存症に関する研修を行い、ギャンブル等依存症に専門的に対応できる医療従事者を養成するとともに、県内のギャンブル等依存症における医療体制の強化を図ります。

【県立こころの医療センター、障害福祉課】

- ギャンブル等依存症者等やその家族に対し、できる限り身近で医療を受けることができるよう、複数の医療機関を専門医療機関に選定します。

【障害福祉課】

(※6) 県が選定した依存症に関する専門の医療機関です。

(※7) 県が選定した依存症に関する専門の医療機関に加え、専門医療機関の受診実績等の取りまとめや依存症に関する取組の情報発信、医療機関を対象とした依存症に関する研修を実施します。

### (3) 回復支援 ～自助グループの育成・自助グループの活動支援の充実～

ギャンブル等依存症からの回復には、自助グループなどの民間団体に継続して参加することが必要です。

県内にはギャンブラーズ・アノニマス（当事者会）（※8）2グループとギヤマノン（家族会）（※9）1グループが活動しているのみであることから、できる限り身近な場所において、支援を受けることができるよう、以下のような取組を実施します。

- 自助グループのない地域や身近に相談を受ける場所が無い地域において、県と自助グループ共催の相談会を開催し、ギャンブル等依存症者等やその家族を自助グループにつなげる体制を構築します。

【障害福祉課】

- ギャンブル等依存症者等やその家族が身近な地域で支援を受けられるよう、新たな自助グループの立ち上げを支援します。

【障害福祉課】

（※8）ギャンブル等依存症当事者の集まりです。

（※9）ギャンブル等依存症者の家族の集まりです。

#### 【相談・治療・回復支援における重点事項】

- 令和2年度中に県内全ての保健所において、認知行動療法の手法を用いた心理教育プログラムを実施
- 令和3年度までに和歌山地域・紀北地域・紀中地域・紀南地域に専門医療機関を設置
- 計画期間中に上記4地域に自助グループ（当事者会・家族会）を設置

### 3 包括的な連携協力体制の構築

各機関において、それぞれの問題の背景にギャンブル等依存症が疑われるかまでの確認は十分でなく、ギャンブル等依存症者等やその家族に、適切な支援を提供するまで至っていないと考えられます。

また、アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症については、クロスアディクション（※10）の可能性があったり、多重債務、貧困、犯罪、虐待、自殺等などの問題の背景にギャンブル等依存症を抱えている可能性があることから、各関係機関が包括的な連携協力体制を取れる体制を整える必要があるため、以下のような取組を実施します。

- 生活困窮者自立相談支援会議において、関係機関等が対象者に関する情報共有を行うとともに支援チームがアウトリーチを行うなど、依存症者等を包括的に支援します。

【障害福祉課】

- 行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関が密接な連携を図るため、依存症連携会議を実施し、各関係機関の支援内容や課題の共有、改善策の検討を行います。

【障害福祉課】

（※10）複数の依存が合併すること。

### 4 ギャンブル等の取締の強化

#### （1）違法賭博店等の取締

警察においては、違法な賭博店等の厳正な取締りを推進しており、平成30年中、店舗に設置されたゲーム機等使用に係る賭博事犯を1件（全国42件）検挙しています。また、厳正な取締りにもかかわらず、賭博事犯が依然として発生しており、警察の取締りから逃れるための対策も巧妙化していることから、以下の取組を実施します

- 引き続き、情報の収集に努め、違法な賭博店等に対する厳正な取締りを行うなど、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進します。

【警察本部】

## (2) 各ぱちんこ営業所における防止対策

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）（以下「風営適正化法」という。）に基づく公安委員会による報告・立入りに加え、第三者機関がぱちんこ営業所におけるギャンブル等依存症の防止対策の取組が必要と考えます。

そのため、第三者機関である「一般社団法人遊技産業健全化推進機構」（以下「推進機構」という。）は、従前から定期的に誓約書提出営業所に対して遊技機等の立入検査を実施していますが、新たに令和 2 年 1 月から推進機構により、「ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況」の点検を開始しています。

これらのことを踏まえ、各ぱちんこ営業所が適切に依存防止対策に取り組んでいることを確認する必要があるため、以下の取組を実施します。

- 風営適正化法に基づく公安委員会による報告・立入りに加え、推進機構が実施した「ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況」の点検結果等の情報共有を図り、各ぱちんこ営業所における依存防止対策に向けた指導・取締りを推進します。【警察本部】

## 5 関係事業者による取組

### (1) 競輪場による取組

未成年への車券の購入禁止やギャンブル等依存症に係る注意喚起として、場内に啓発ポスター等を掲示するとともに、来場者が多く集まる場所に、依存症に関するリーフレットを設置しています。また、和歌山競輪場のホームページから「公益財団法人 JKA お客様相談コーナー」や「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」の案内を行うとともに、場内にあらゆる相談に応じる「お客様相談窓口」を設置しており、より一層、利用の促進をするため、以下の取組を実施します。

- 「お客様相談窓口」のホームページの案内を分かりやすくする等、効果的な周知を行うとともに、「お客様相談窓口」に依存症の研修等を受講した従業員を常駐させ、適切に相談者を精神保健福祉センターや保健所につなげます。

- 従業員に対して、定期的に研修を実施し、従業員向けにギャンブル等依存症に係る対応マニュアルを作成します。

【公営競技事務所】

## (2) ぱちんこ業者による取組

### ① 広告・宣伝の在り方

#### (策定される指針に基づく広告・宣伝の抑制)

風営適正化法第16条において、ぱちんこ業者は、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告・宣伝をすることが禁止されており、ぱちんこ業界においては、自主的に規制の策定などの取組が行われているところですが、今後、以下の取組を実施します。

- ぱちんこ業界により、現在運用している「依存（のめり込み）問題対応ガイドライン」等における広告・宣伝に係る規定を基に、ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程を含む「広告・宣伝に関する全国的な指針」が策定される予定であるため、策定され次第、同指針に基づいた広告・宣伝を行います。

【遊技業協同組合】

#### (普及啓発の推進)

ぱちんこ業界では、かねてよりぱちんこへの依存問題に関する啓発活動を実施しており、ぱちんこへの依存問題の相談機関である「リカバリーサポート・ネットワーク」（以下「RSN」（※11）という。）の相談窓口告知ポスター、ステッカー等のぱちんこ営業所で掲示を推進しています。

また、ぱちんこへの依存を防止するための共通標語「パチンコ・パチスロは 適度に楽しむ遊びです。のめり込みには注意しましょう。」を策定し、RSNの相談窓口とあわせ、共通標語のテレビ、ラジオ、新聞、折込チラシ等の各種媒体を活用し啓発を行うとともに、ぱちんこ営業所のウェブサイトにおける掲載、ぱちんこ営業所内のデジタルサイネージにおける表示等を促すなど、ぱちんこへの依存防止対策を推進していますが、今後、更に以下の取組を実施します。

- 現状に加え更なる啓発を行うため、ぱちんこ依存問題に対しての知識の普及を図ることを目的に県民向けに啓発セミナー等を実施します。

【遊技業協同組合】

(※11) パチンコ依存及びパチスロ依存問題の相談サービスを提供している認定特定非営利活動法人です。

## ②アクセス制限及び施設内の取組

### (自己申告プログラム等の普及、本人同意のない家族申告による入店制限の導入)

ぱちんこ業界では、ぱちんこ営業所の顧客会員システムを活用して、利用者が1日の遊技使用上限金額、一日の遊技時間及び1ヶ月の遊技回数を自ら申告し、設定値に達した場合、ぱちんこ営業所の従業員が当該利用者に警告する「自己申告プログラム」や利用者の同意を得た家族からの申告に基づき、当該利用者のぱちんこ営業所への入店を制限する「家族申告プログラム」の普及に取り組んでおり、県内における両プログラムの導入店舗数は、令和元年12月末時点で、県内79店舗中29店舗まで拡大していますが、今後、更に以下の取組を実施します。

- ぱちんこへののめり込みによる被害から家族を守るためには、ぱちんこへの依存問題を抱えている利用者や、ぱちんこへののめり込みによりその家族の生活に支障を生じさせるおそれがある利用者に対しては、利用者本人の同意の有無にかかわらず、入店を制限することが適切と考えられるため、「利用者本人の同意のない家族からの申告に基づく入店制限」について、導入を検討します。

【遊技業協同組合】

- 自己申告プログラム・家族申告プログラムの導入店舗数が更に拡大するよう、自己申告プログラム・家族申告プログラムを導入している店舗を業界団体のウェブサイトに掲載し、依存防止対策が進んでいる店舗として情報発信するなど、両プログラムの普及に向けた取組を実施します。

【遊技業協同組合】

### (来場者に対する身分証明書による年齢確認の実施)

18歳未満の者をぱちんこ営業所に来場者として立ち入らせることは禁止されており、現在でも、従業員の巡回、監視カメラの設置等を実施し、18歳未満の者と思われる者を把握した場合は年齢確認を行っているほか、ぱちんこ営業所の賞品提供場所に年齢確認シートを備え、賞品提供時に、18歳以上かどうか判別が難しい来場者に対して指差し確認を求め、年齢確認を実施していますが、今後、更に以下の取組を実施します。



- ぱちんこ業界が各ぱちんこ営業所向けに策定している「依存(のめり込み)問題対応ガイドライン」等においては、18歳未満の者の立入禁止の徹底について記載はあるものの、来場者の年齢確認時の身分証明書の提示についてまでは、明記されていません。

そのため、ぱちんこ業界では、18歳未満の可能性があると認められる者に対し身分証明書による年齢確認を原則として実施する方法について検討し、ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程に盛り込み、公表する予定であり、策定されれば、ぱちんこ事業者が同規程に基づいた年齢確認を徹底します。

【遊技業協同組合】

### **(ぱちんこ営業所のデビットカードシステムの撤去の推進)**

現在、ATMを設置しているぱちんこ営業所はないものの、一部のぱちんこ営業所では、デビットカード(※12)によりぱちんこができるシステムが導入されており、容易に遊技ができる環境(1日3万円の利用制限あり)があることから、以下の取組を実施します。

- 全てのぱちんこ営業所のデビットカードシステムの撤去を推進します。〔令和元年末時点15店舗未撤去〕

【遊技業協同組合】

(※12) カードでの支払いと同時に自身の銀行口座から引き落としがされる仕組みのカードです。

### **(出玉規制を強化した遊技機の普及)**

ぱちんこへの依存問題に係る実態を踏まえ、来場者の過度な遊技を抑制するため、出玉規制の強化、大当たり出玉規制の強化及び出玉情報等を容易に確認できる遊技機に係る規格の追加等を内容とする風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)の改正規則を制定し、平成30年2月から施行されたことから、今後、以下の取組を実施します。

- 改正規則の経過措置が終了する令和3年春までに、出玉規制が強化され射幸性が抑制された改正後の規則に適合する遊技機に全て入れ替えます。

【遊技業協同組合】

### ③依存症対策の体制整備及び相談・治療につなげる取組

#### (アドバイザーによる依存防止対策の強化)

ぱちんこ業界においては、「パチンコ・パチスロ産業21世紀会」(※13)が、ぱちんこ営業所の従業員等に対し、講習会を開催し、修了した者には、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」(以下、アドバイザーという。)として、修了証を発行しており、令和元年12月現在で、県内で300人以上がアドバイザーとして修了証の発行を受け、ぱちんこ営業所に配置されています。

アドバイザーは、リーフレット等を活用し、RSN、自己申告プログラム・家族申告プログラム、保健所・精神保健福祉センター等への紹介など、ぱちんこへの依存問題に関する相談等に対応する取組を行っていますが、今後、以下の取組を実施します。

- アドバイザーが、引き続きぱちんこ営業所で依存症の防止対策の専門員として適切な活動を行うことができるよう、ぱちんこ業界は、現状使用している『安心パチンコ・パチスロアドバイザー』活動の手引き(Q&A)の内容を令和3年度までに充実させる予定であるため、内容を充実させた手引きに基づく適切な活動を行うことができるよう取組を推進します。

【遊技業協同組合】

- アドバイザー講習会の受講を推進し、講習受講者の増加を図ります。

【遊技業協同組合】

(※13) 業界の健全な発展に寄与することを目的に、全日本遊技事業協同組合連合会、一般社団法人日本遊技関連事業協会、日本遊技機工業組合、日本電動式遊技機工業協同組合が団結した4団体の連絡協議会の名称です。

#### (相談機関及び治療機関の紹介)

ぱちんこ業界では、RSNを設立し、ぱちんこへの依存についての電話相談を受け付け、必要に応じて医療機関、精神保健福祉センターを紹介しています。また、ぱちんこ営業所においても、来場者やその家族からぱちんこへの依存(のめり込み)についての相談があった場合、アドバイザーが、必要に応じて、リーフレットを活用するなどし、RSN、精神保健福祉センター等の相談機関を紹介していますが、今後、以下の取組を実施します。

- ぱちんこ業界において、令和元年度中に和歌山県が選定した専門医療機関及び相談拠点である精神保健福祉センターの情報をリーフレットに付加し周知を図るなど、ぱちんこへの依存問題を抱える人やその家族に周知し、専門性の高い医療機関等への紹介を進めます。

【遊技業協同組合】

### (3) 場外馬券場による取組

場外馬券場内での依存症啓発ポスターの掲示、場内モニターでのテロップ放映等を行っており、ギャンブル等依存症の相談があった場合には、全国公営競技施行者連絡協議会が設置している専門の相談窓口を紹介するとともに、ギャンブル等依存症者等が馬券購入をやめることを望む場合又はその家族が馬券購入をやめさせることを望む場合に、場外馬券場への入場制限を実施しています。

また、20歳未満の者と思われるものに対し、警備員による声掛け及び年齢確認を行い、馬券の購入や20歳未満の者のみによる入場の防止を行っていますが、今後以下の取組を実施します。

- 本人や家族からの入場制限等の要望に対応するため、人的措置や新たなシステム導入の検討をします。

【DASH 和歌山】

- 引き続き啓発を行うとともに、和歌山県が作成するリーフレットを活用し、相談機関を紹介します。

【DASH 和歌山】

**【関係事業者による取組における重点事項】**

- 令和3年度までに全輪協主催の依存症研修を受講した従業員を「お客様相談窓口」に常駐
- ぱちんこ業界は、令和3年度までに自己申告・家族申告プログラムを全店舗へ導入
- 全てのぱちんこ営業所のデビットカードシステムの撤去
- ぱちんこ業界は、出玉規制に係る旧基準の遊技機の経過措置が終了する令和3年春までに、全ての遊技機を新基準に適合するものに入れ替えを実施
- 令和2年度中に、県内各店舗に平均5人のアドバイザーを配置

## 第5章 推進体制等

### 1 計画の進行管理について

本推進計画においては、各項目に設定した目標を達成するため、ギャンブル等依存症対策連絡会議を設け、毎年度計画の進捗状況の管理を行い、対策における効果の評価を行います。

### 2 計画の見直しについて

ギャンブル等依存症に関する状況の変化や計画の進捗状況等に応じ、見直しの必要が生じた場合は、計画期間中にかかわらず柔軟に見直すことができるものとしします。

### 3 関連施策との連携について

ギャンブル等依存症対策の推進においては、アルコール依存や薬物依存との連携を図るほか、その背景にある多重債務、貧困、犯罪、虐待、自殺等の問題に密接に関連することに鑑み、依存症連携会議を開催し、連携を推進します。